地域計画に係る協議の場
次 第

日　時　令和７年３月 13 日（木）11:00～
場　所　JA たきかわ広域営農センター
　　２階 大会議室

１　開　　会

２　内　　容

（１）地域計画の協議の場について

（２）地域計画の目標に対する進捗状況等について

（３）地域内の農業を担う者一覧の更新について

（４）農地転用に係る地域計画の変更状況について

（５）目標地図の追加について

３　閉　　会

地域計画に係る協議の場
出席関係機関

関係機関名
地域農業者
地域農業者
地域農業者
地域農業者
地域農業者
地域農業者
たきかわ農業協同組合
滝川市農業委員会
北海道農業共済組合道央統括センター 中空知支所
空知土地改良区
米倉商事株式会社
北海道農業公社 岩見沢支所
空知農業改良普及センター 中空知支所
滝川市

【開催結果】地域計画に係る協議の場の開催について

１　地域計画の協議の場について

○国はこれまでの人・農地プランから、将来の農地ごとの利用の姿を明確化した地域計画を定めることを法定化。

○これを受けて、滝川市においては、関係機関との協議を重ねながら令和６年３月に地域計画を策定。

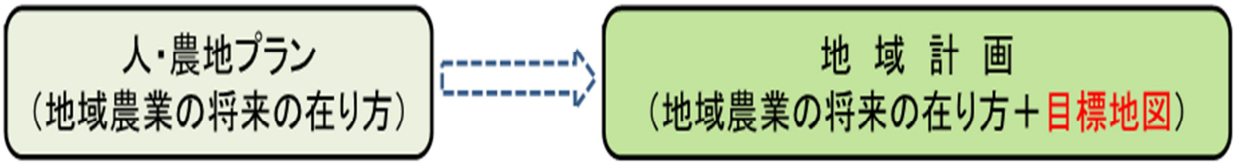

○地域計画策定後は、年１回以上定期的に協議の場を開催し、地域計画「２農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標」（以下「地域計画の目標」という。）の進捗状況を話し合うことが求められている。

２　地域計画の目標に対する進捗状況等について・・・承 認

○地域計画の目標（２）について、（１）及び（３）に基づいて引き続き、将来の目標とする集積率90％を目指すこととする（目標集積率90％は変更なし）。

○なお、現状の集積率については地域計画記載のとおり、81％に修正する。

３　地域内の農業を担う者一覧の更新について・・・承 認

○地域計画「４地域内の農業を担う者一覧（目標地図に位置付ける者）」については、令和６年12月末時点の農業委員会データをもとに面積を修正。

○また、令和６年12月末時点での認定農業者をもとに対象者を修正し、１月中に経営移譲予定の対象者は経営移譲後の農業者名義に変更するとともに、離農予定の認定農業者については一覧から削除した。

４　農地転用に係る地域計画の変更状況について・・・承 認

○令和６年４月に関係機関で開催した協議の場において、農業用施設や農家住宅への農地転用に係る地域計画の変更は、協議の省略が可能と決定。その後、以下のとおり農地転用に係る地域計画の変更を実施。

・農業用施設４件（５筆）、農家住宅１件（１筆）

・地域計画１－（１）のうち

区域内の農用地等面積　5,245.6ha→5,245.2ha

①農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積　5,028.4ha→5,027.8ha

②田の面積　3,832.3ha→3,832.1ha

③畑の面積　1,413.3ha→1,413.1ha

５　目標地図の追加について・・・ **承 認**

○目標地図は、10年後の農地を１筆ごとに誰が耕作していくのかを図示した農地利用の将来図となるもの。

○地域計画策定時に認定農業者が権利を有している農地（所有・賃貸借等）については、目標地図に10年後の耕作者が記載されているが、認定農業者以外が権利を有していた農地は目標地図に10年後の耕作者が記載されていない。

○令和６年４月から令和７年２月までの間に、認定農業者以外から認定農業者が権利を有することとなった農地は以下のとおりであり、この農地の権利を有した認定農業者を10年後の耕作者として目標地図に記載する。

・江部乙町●●－●●（畑）　706㎡
・江部乙町●●－●●（畑）　638㎡
・江部乙町●●－●●（畑）16,054㎡
・江部乙町●●－●●（畑）1,363㎡
・江部乙町●●－●●（田）　508㎡
・江部乙町●●－●●（田）2,109㎡
・江部乙町●●－●●（田）　595㎡
・江部乙町●●－●●（畑）2,299㎡
・江部乙町●●－●●（畑）　168㎡
・江部乙町●●－●●（畑）　46㎡

６　質疑応答

地域農業者

○経営所得安定対策の農業経営基盤強化準備金制度について、対象となる農地が農業振興地域の農用地でなければ使えないのか。

⇒回答:そもそも農地売買の対象となるのは、農業振興地域の農用地が対象となっている。